

諮問庁：国立大学法人神戸大学

諮問日：平成29年8月22日（平成29年（独個）諮問第51号）

答申日：平成29年11月27日（平成29年度（独個）答申第52号）

事件名：本人に係るハラスメント調査委員会の調査報告書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書1ないし文書16に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、別紙の2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人神戸大学（以下「神戸大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成29年5月1日付け神大情報開示第237-2号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）以下の情報の部分のみ黒塗りにしてそれ以外の全ての内容の開示を求める。

- ・ パスワードにかかる部分
- ・ 具体的な個人名（発言内容等は除く）

（2）判断基準が推測されると委員の率直な意見交換ができなくなるというようなことがあらゆる所に書かれているが、むしろ、判断基準や、どういったことがハラスメントにあたるのか外部に分かるようにしてハラスメントということについて予測可能性や透明性を担保することこそが、制度趣旨に合致する。ちゃんとした根拠に基づく具体的な判断の過程を踏んでいればその判断について指摘されても困るということはありません。具体的な事実認定や判断の過程をしっかりと開示することで原告、被告の理解が深まり、ハラスメント調査自体のレベルや質も上がっていくものである。いただいた部分開示資料のほぼ半分がページ自体に黒塗り加工しており、必要なところだけ黒塗りするような方法を取っておらず、

あまりにも請求者を馬鹿にしたような失礼かつ隠ぺい工作のかたまりのようなものをもらったが、あれでは一切何も分からない。情報開示制度やハラスメント調査の趣旨を一から勉強し直していただきたい。あんなものは一般常識的にも法的にも通用しない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求の対象事案について

平成29年2月28日付けで「パワハラ認定委員会の全ての報告書の全文、その他調査における一切の保有書類（被告の弁明書は審査請求に回しているのを除く）」の開示請求があり（同年3月2日受付）、同年5月1日付けで保有個人情報の開示をする旨の決定（原処分）を行ったところ、同月15日付けで原処分について審査請求があった（同月17日受付）。

2 審査請求対象につき、不開示とした部分とその理由

別添 開示決定通知書（写し）のとおり。

3 審査請求について

審査請求の内容は、おおむね上記第2のとおりである。

4 諮問庁としての考え方

原処分の維持が妥当と考える。理由については下記「5」のとおり。

5 一部開示決定が妥当と考える理由

まず、本件において不開示とした部分のうち、審査請求人が指摘した、調査の手法や審議の論点、審議経過や審議内容、判断基準など、法14条5号柱書きにより不開示とした箇所については下記のとおりである。

- ① 文書1のうち、「2枚目」「特定日Aの調査内容」
- ② 文書2のうち、「議事要旨5. その他」「1行目の資料等のパスワード」
- ③ 文書3のうち、「議事要旨1. 告知書の作成について」「2. その他」
- ④ 文書7のうち「議事要旨1～5」「相談者及び加害者とされる者の主張の相違等一覧」の下記の部分
 - ・相談者Aと加害者Bとの主張の相違点
 - ・確認を要する事項
 - ・備考
- ⑤ 文書8のうち、「宛先・調査内容」
- ⑥ 文書9のうち「議事要旨1～3」
- ⑦ 文書10のうち「議事要旨3. 今後の予定について」「相談者への質問事項内容」
- ⑧ 文書11のうち「議事要旨3. 今後の予定について」「2枚目、宛先・調査内容」
- ⑨ 文書12のうち「加害者とされる者（学外者）への質問事項内容」

- ⑩ 文書 13 のうち「議事要旨 1」1～5 行目，「議事要旨 2」
- ⑪ 文書 14 のうち「1 枚目，宛先・内容」「2 枚目，発信者・内容」
「3－17 枚目全て」
- ⑫ 文書 15 のうち「配布資料」「議事要旨 1，1～4 行目」
- ⑬ 文書 16 のうち「議事要旨 1，1～5 行目」「調査報告書」

審査請求人については予測可能性や透明性の担保を理由に開示を求めているものであるが，当該箇所についてはそれらを踏まえた上でなお，具体的な調査手法や判断基準が推察されることで被る不利益が大きいと判断したものである。当該箇所について仮に開示とした場合，今後のハラスメント事案に係る調査において，委員が率直に意見を述べることを躊躇するなど，委員会の行う調査，審議等が停滞するおそれがあり，今後のハラスメント事案の調査等に関する事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある。さらには当該不開示部分を開示することにより，今後のハラスメント事案において，ハラスメントの申立人又は被申立人が，ハラスメント調査委員会の判断基準を踏まえ，自己に不利益な評価を受けないよう対策を行う可能性があり，ハラスメント調査委員会の調査において正確な事実の把握が困難になる可能性もあり，当該観点から見ても不開示は妥当である。

なお，文書 2 のうちパスワードに係る部分については本件審査請求の対象ではないため，省略する。

次に，開示請求者以外の個人の情報や，関係者に聴取した内容について，法 14 条 2 号柱書きにより不開示とした箇所については下記のとおりである。

- ① 文書 2 のうち「2 枚目ハラスメント調査委員会名簿・メールアドレス・電話番号」
- ② 文書 7 のうち「相談者及び加害者とされる者の主張の相違等一覧」の下記の部分
 - ・加害者とされる者（B 氏）の弁明
- ③ 文書 8 のうち，「宛先・調査内容」
- ④ 文書 9 のうち「2 枚目ハラスメント調査委員会名簿・メールアドレス・電話番号」「3 枚目・4 枚目座席表」
- ⑤ 文書 11 のうち「配布資料名に含まれる個人名」「2 枚目宛先・調査内容」
- ⑥ 文書 12 のうち「加害者とされる者（学外者）への質問事項内容」

当該箇所については開示請求者以外の個人に関する情報であり，特定の個人を識別することができる情報のため不開示とした。また，関係者に聴取した内容については，仮に聴取を受けたものの氏名や実施日等，審査請求人が承知している情報が含まれているとしても，事情聴取の具体的かつ詳細な内容についてまでもが，法令又は慣行により請求者が知ることがで

き、又は知ることが予定されているものとは認められない。また、ハラスメント調査委員会において、正確な事実の把握を行うには、関係者から事情聴取を行うことが不可欠であるとともに、法的な強制権限を持たない調査委員会が調査を行うにあたっては、関係者の任意の協力を必要とするものである。また、ハラスメントに係る調査の性質上、機微にわたる私的な情報を取り扱うものであり、関係者のプライバシーを尊重すべきものである。したがって、調査委員会が調査を進めるにあたり、関係者に聴取した内容は一切公表せず不開示とすることが妥当であると判断したものである。

以上により、本件については原処分のおり一部開示とすることが妥当であると判断した。

(本答申では別添は省略)

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年8月22日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月11日 審議
- ④ 同年11月1日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同月22日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、文書1ないし文書16に記録された保有個人情報であり、処分庁は、その一部を法14条2号及び5号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、不開示とされた部分のうち、「パスワードにかかる部分」及び「具体的な個人名」は開示不要であるが、その余の部分（以下「本件不開示部分」という。）は開示すべきであるとして、原処分の取消しを求めるところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 「調査の手法や審議の論点、審議経過や審議内容、判断基準など、法14条5号柱書きにより不開示とした箇所」について

ア 当該部分について諮問庁は、開示することにより、今後のハラスメント事案に係る調査において、委員が率直に意見を述べることをちゅうちょするなど、ハラスメント調査委員会の行う調査、審議等が停滞するおそれがあり、今後のハラスメント事案の調査等に関する事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、また、今後のハラスメント事案において、ハラスメントの申立人又は被申立人が、ハラスメント

調査委員会の判断基準を踏まえ、自己に不利益な評価を受けないように対策を行う可能性があり、ハラスメント調査委員会の調査において正確な事実の把握が困難になるおそれがあり、いずれも法14条5号柱書きに該当する旨説明する。

イ 本件対象保有個人情報を見分すると、いずれの部分もハラスメント調査委員会の具体的な調査手法、判断基準等に関わる具体的な情報が記載されたものであることが認められ、その内容を開示することにより生じる「おそれ」に係る上記アの諮問庁の説明は、これを否定し難い。

したがって、当該部分は、法14条5号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 「開示請求者以外の個人の情報や、関係者に聴取した内容について、法14条2号柱書きにより不開示とした箇所」(上記(1)において同条5号柱書きに該当すると判断した部分を除く。)について

ア 別紙の2に掲げる部分について

本件対象保有個人情報を見分すると、当該部分は特定部局の座席表に記録された情報のうち原処分で開示された文書名(文書の作成時点に係る記述を含む。)を除く部分であって、審査請求人以外の個人の氏名等の記載から、全体として、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当すると認められる。しかしながら、当該座席表の作成時点において審査請求人は特定部局に在籍していたことも認められることから、当該情報は、慣行として開示請求者(審査請求人)が知ることができ、又は知ることが予定されている情報(同号ただし書イ)に該当し、同号の不開示情報には該当しない。

したがって、当該部分は、開示すべきである。

イ その余の部分について

当該部分はいずれも、文書全体又は文書中の審査請求人以外の個人(審査請求人のハラスメント申立て(相談)事案において加害者とされた各個人、ハラスメント調査委員会の調査に関わった関係者等)に関する情報がそれぞれ一体として、当該各個人の氏名、所属、審査請求人との関係等の記載とあいまって、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当すると認められる。また、当該部分に記録された情報は審査請求人に明らかにすることが予定されたものではなく、現に明らかにしていないのであるから、当該情報は同号ただし書イに該当するとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も認められない。

法15条2項による部分開示の検討を行うと、審査請求人のハラスメント申立て（相談）事案において加害者とされた各個人に係る情報については、当該個人が誰であるかは原処分において開示された部分の記載から明らかであることから、同項による部分開示の余地はない。また、その余の個人に関する情報が記録された部分については、各個人の所属、連絡先等は、審査請求人が開示不要としている「具体的な個人名」を含め、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分に該当することから同項による部分開示の余地はなく、その余の部分は、これを開示するとその記載内容から開示請求者において個人を特定することが可能となり、また、個人が特定された場合には、当該個人に関する具体的な情報が併せて知られることとなって、その権利利益を害するおそれがないとは認められないので、同項による部分開示はできない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号及び5号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、別紙の2に掲げる部分を除く部分は、同条2号及び5号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙の2に掲げる部分は、同条2号に該当しないと認められるので、開示すべきであると判断した。

（第5部会）

委員 南野 聡，委員 泉本小夜子，委員 山本隆司

別紙

1 本件対象保有個人情報記録された文書

文書1 調査報告書

文書2 第1回 ハラスメント調査委員会議事要旨及び配布資料

文書3 第2回 ハラスメント調査委員会議事要旨及び配布資料

文書4 ハラスメントに関する相談内容確認終了のお知らせ

文書5 告知書（B氏宛て）

文書6 告知書（C氏宛て）

文書7 第3回 ハラスメント調査委員会議事要旨及び配布資料

文書8 ハラスメント調査委員会における事実関係調査へのご回答のお願い

文書9 第4回 ハラスメント調査委員会議事要旨及び配布資料

文書10 第5回 ハラスメント調査委員会議事要旨及び配布資料

文書11 第6回 ハラスメント調査委員会議事要旨及び配布資料

文書12 第7回 ハラスメント調査委員会議事要旨及び配布資料

文書13 第8回 ハラスメント調査委員会議事要旨及び配布資料

文書14 特定日A発出文書・特定日B受領文書及び関連文書

文書15 第9回 ハラスメント調査委員会議事要旨及び配布資料

文書16 第10回 ハラスメント調査委員会議事要旨及び配布資料

2 開示すべき部分

文書9のうち「3枚目・4枚目座席表」